

食品事業者の皆様へ

衛生管理を自己採点してみませんか？
～自主衛生管理の取り組みを評価する制度のご紹介～

和歌山県食品衛生管理認定制度の衛生管理について

衛生管理の大切さは分かるけれど、何から始めればよいのか分からない、正しいやり方なのかどうか自信がない、と思われたことはありませんか？

この制度では、事業者自らが、チェックリストによる自己採点を行って、自らの衛生管理を「ふりかえり」、出来ていないことを明らかに「見える化」します。そして、順を追って段階的に、適切な衛生管理に取り組んで頂けるよう、皆様の衛生管理の仕組みづくりをお手伝いします。

制度の特長

☆特長1 申請者が行った自己採点を、保健所の食品衛生監視員が確認します。

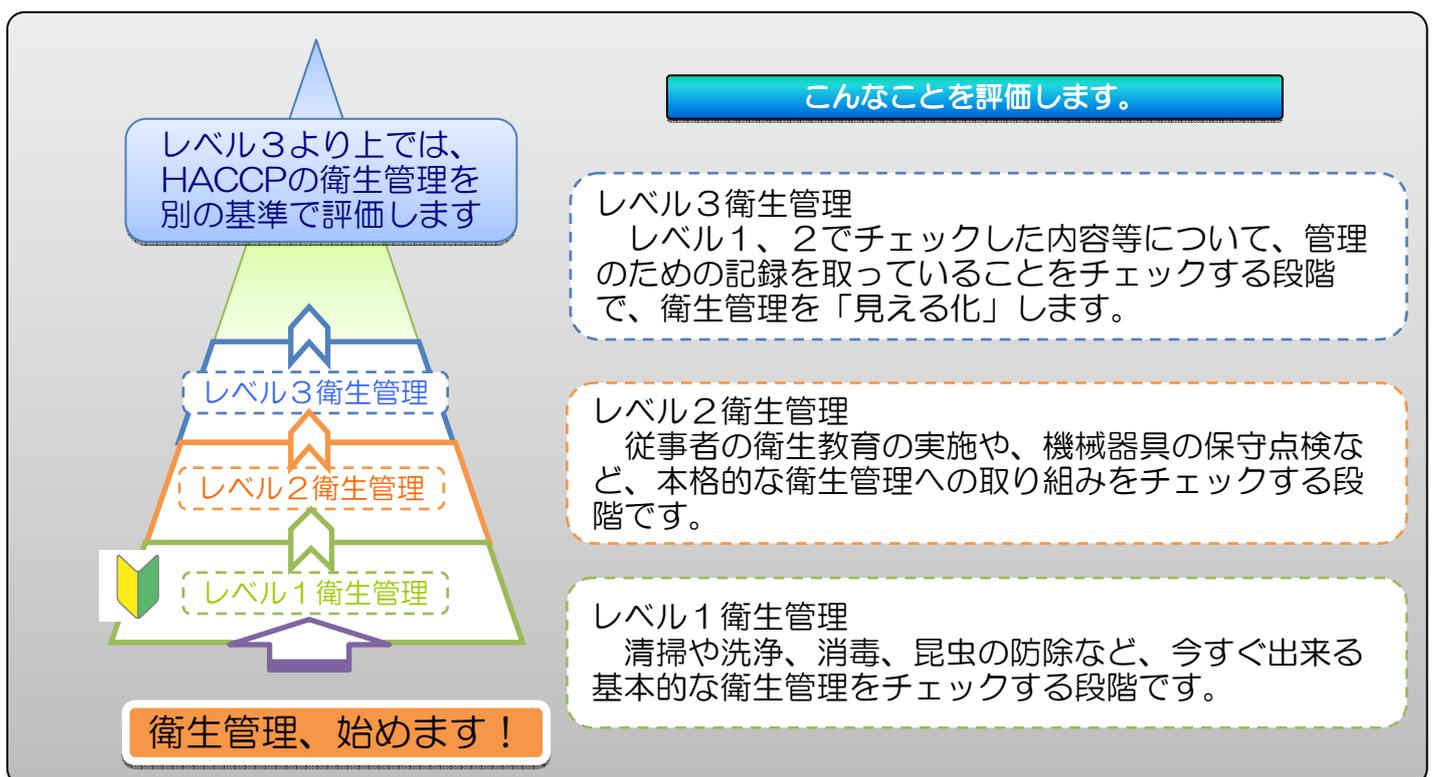
衛生管理をチェックリストによる自己採点と、食品衛生監視員の視点からの確認で、出来ていないことを明らかにします。

☆特長2 衛生管理の取り組みを、レベル1～3の3段階で評価します。

衛生管理への取り組みを段階的に評価します。また、レベル3をクリアした時点で保健所長から確認証の交付を受けることができます。簡単なことから始められ、着実に衛生管理を向上させることができます。

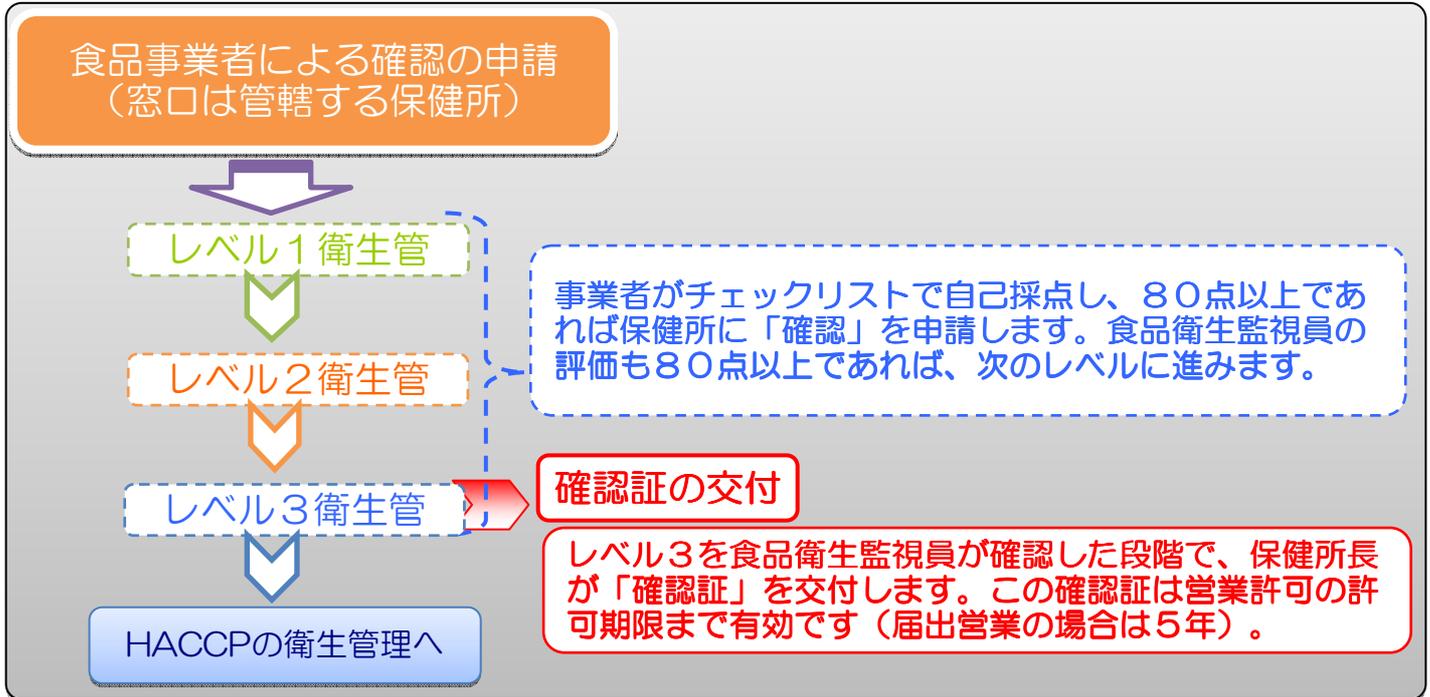
☆特長3 HACCPの衛生管理システムの導入が容易です。

HACCPシステムの導入も、段階的に、無理なく行えます。また、これらすべての審査は無料です。



自己採点と確認の流れ

各レベルごとにチェックリストがあり、これを使って事業者が自己採点します。その結果、80点以上であれば保健所に「確認」を申請します。保健所の食品衛生監視員が確認し、80点以上の評価を受ければ、次のレベルに進みます。レベルが上がるごとに衛生管理が向上していきます。



制度のQ&A

Q1 チェックリストや確認を申請する用紙はどこで入手出来ますか？

下記のお問い合わせ先で入手できるほか、ホームページでもダウンロードが可能です。

Q2 レベル1から始めなければなりませんか？

簡単なことから少しずつ衛生管理に取り組んで頂けるようになってはいますが、レベル1、2、3をまとめて申請することも可能です。

Q3 書類を作成したり、記録を取ったりするのが難しいのですが・・・

レベル3以上の評価については、記録が必要となりますが、レベル1や2の段階では、必須ではありません。基本的な衛生管理が確認できた段階で、徐々に記録を取ることに慣れて頂ければと考えています。

この制度に関するお問い合わせは・・・

和歌山県 環境生活部 県民局 食品・生活衛生課
県立保健所（支所） 衛生環境課
和歌山市保健所 生活保健課

制度の詳細はインターネットでもご覧頂けます。
ホームページ

Provides information on all food safety from Wakayama.
食の安全・安心わかやま

食の安全 わかやま 検索

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/>

お問い合わせ先	電話番号
食品・生活衛生課	073-441-2624
海南保健所	073-483-8825
岩出保健所	0736-61-0022
橋本保健所	0736-42-5443
湯浅保健所	0737-64-1293
御坊保健所	0738-22-3481
田辺保健所	0739-26-7934
新宮保健所	0735-21-9631
新宮保健所串本支所	0735-72-0525
和歌山市保健所	073-433-2261